

(案)

## 京都市人権文化推進計画（追補版）【イメージ】

現行計画の施策と併せて取り組むための追補版を別途策定し、令和7年度から令和9年度までは、現行計画及び追補版に基づき、施策を推進する。

## 1 はじめに

- 現行計画について（策定及び改訂）
- 計画期間の延長について
- 追補版の策定について

## 2 延長後の期間

令和9（2027）年度まで

## 3 現行計画改訂（令和2年3月）以降の京都市の人権をめぐる状況について

- 改訂以降、各課題に対し、取組を進め、成果を挙げてきた。（取組の成果を別紙で添付）
- 並行して、国全体での人権保障の取組も進展してきている。（国の法律の施行状況を別紙で添付）
- 一方、インターネット上での誹謗中傷やヘイトスピーチの増加・悪質化への対策や様々な課題・困難を抱える女性の自立に向けた就業の支援など、引き続き対応が必要な課題も依然として存在し、具体的な施策や啓発の強化が求められる。
- また、近年、新型コロナやヤングケアラーへの対応、自殺対策や自死遺族の支援、孤独・孤立対策（複合的な課題）など、人権に関する新たな課題が浮き彫りになっている。
- さらに、今後生じうる人権課題として、在留資格の見直しに伴い増加が予想される外国人労働者の人権問題や生成AIなどの高度情報化技術の活用に伴う個人情報の漏洩などの人権問題が注目されており、これらの将来の課題に備えるため、どのような取組が必要かについて、あらかじめ検討しておくことが重要となる。

## 4 追加施策等

上記3を踏まえ、現行計画改訂（令和2年3月）以降の社会状況の変化と新たな課題に対応していくため、引き続き現行計画に掲げる施策を推進するとともに、「第2章 各重要課題」毎に、施策等を追加して取り組みます。

※ 以下は、共生社会推進室において暫定的に記載しているものであり、今後内容を精査する中で変更又は削除する可能性があります。

- (1) 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり：  
【拡充】様々な課題・困難を抱える女性の自立に向けた就業の支援
- (2) 子どもを共に育む社会づくり：  
【新規】ヤングケアラー対策
- (3) 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり：  
現在の施策を引き続き実施

- (4) 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり：  
現在の施策を引き続き実施
- (5) ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組：  
【拡充】インターネット上での誹謗中傷対策
- (6) 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重：  
【新規】外国人技能実習制度の見直しに伴い増加が予想される外国人労働者の人権問題への対応  
【拡充】インターネット上での誹謗中傷対策
- (7) 安心して働き続けられる職場づくり：  
現在の施策を引き続き実施
- (8) 感染症患者等の人権尊重：  
現在の施策を引き続き実施
- (9) 犯罪被害者等の人権尊重：  
現在の施策を引き続き実施
- (10) 刑を終えて更生を目指す人：  
【更新】京都市再犯防止推進計画に基づく取組
- (11) ホームレスの人権尊重と自立支援：  
現在の施策を引き続き実施
- (12) 高度情報化社会における人権尊重：  
【新規】生成A I等、高度情報化技術の進展に係る人権問題への対応  
【拡充】インターネット上での誹謗中傷対策
- (13) LGBT等の性的少数者の人権尊重：  
【拡充】社会全体で支える環境づくり⇒アライを増やす取組（LGBTネットワーク）
- (14) 様々な課題（アイヌの人々、婚外子、北朝鮮当局による拉致問題等、東日本大震災に起因する人権問題）：  
現在の施策を引き続き実施
- (15) 【新規】（その他）複合的な人権課題（自殺対策、孤独・孤立対策）  
※「複合的な人権課題」については、既存の「重要課題」に含めず、（その他）として独立して掲載します。

## ◆ 取組の成果（仮）

※ 今後、各局に照会し、取組を追加予定です。

## 【感染症患者等の人権尊重】

現行計画改定後、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、感染者やその家族、エッセンシャルワーカーなどに対する「コロナ差別」が問題となりました。さらに、令和3年度にはワクチン接種の推奨に伴う未接種者への不当な差別的な取扱いなど、新たな差別やハラスメントが大きな問題となりました。

取組成果：コロナ差別の総括（コロナの時にどう対応し、どう解消したのか）

<関連：コロナ下で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう支援する「女性の活躍推進」についても紹介（居場所づくりの実施、生理用品（相談窓口案内チラシ付き）の配備）>

## 【刑を終えて更生を目指す人】

「刑を終えて更生を目指す人」については、令和2年3月の現行計画改定の際に、単独の【重要課題】に位置付け、「やり直すことができる社会と安心安全なまちの実現」に向け、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、支えることにより、社会復帰を促進する取組を進めることとしました。

取組成果：再犯防止推進計画の策定、更生支援相談員を新たに配置、ハンドブック「つながりつながる」を配布、「京都市生きづらさを抱える若年者の居場所づくり等支援事業補助金」を創設など

## 【LGBT等の性的少数者の人権尊重】

「LGBT等の性的少数者の人権尊重」については、令和2年3月の現行計画改定の際に、単独の【重要課題】に位置付け、性的少数者への理解促進や、性的少数者の生活における困難の解消を目指し、社会参加を促進するための取組を進めることとしました。

取組成果：京都市パートナーシップ宣誓制度の創設、当事者の居場所づくりとしてコミュニティスペースや個別相談会、パートナーシップ宣誓制度都市間連携協定で京都府下の4自治体と連携、各種啓発リーフレットの作成、啓発パネル展の開催、研修の開催、当事者団体・企業やその他の団体・行政等を構成員とするネットワーク組織の構築など

## ◆ 現行計画改定（令和2年3月）以降に公布・施行された法律（一部抜粋）（仮）

法の名称	主な内容	備考
「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律	児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる	一部の規定を除き令和2年4月1日施行
医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資するための支援措置	令和3年9月18日施行
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止とその定義及び防止について明記	令和4年4月1日施行
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律	出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするための措置	令和4年4月1日施行等
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律	発信者情報の開示を一つの手続きで行うことを可能とする「新たな裁判手続」創設 ログイン型投稿における発信者情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等	令和4年10月1日施行
子ども基本法	日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定める	令和5年4月1日施行
困難な問題を抱える女性を支援する法律	困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、状況に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備するための施策について定める	令和6年4月1日施行
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進することを定める	令和5年6月23日施行
孤独・孤立対策法	近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害	令和6年4月1日施行

(案)

	な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める	
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律	国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務化 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化	令和6年4月1日施行
共生社会の実現を推進するための認知症基本法	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する	令和5年6月16日公布 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行